

住民監査請求に基づく監査の結果

(令和7年3月28日請求分)

京都市監査委員	山	本	惠	一
同	青	野	仁	志
同	山	添	洋	司
同	高	橋	一	浩

第1 請求の概要

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定により令和7年3月28日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

1 請求人の数

1人

2 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実証明書から、監査委員は、請求の要旨を次のように理解した。

(1) 誰が

本件請求の対象である委託契約の決定に関与した京都市職員

(2) いつ、どのような財務会計上の行為等を行ったか

令和6年4月1日に京都市から社会福祉法人京都総合福祉協会（以下「京都総合福祉協会」という。）への発達障害者支援センター運営業務の委託に際し、両者間に財務会計上の契約（以下「本件契約」という。）がなされている。また、本件契約に基づき、京都市から京都総合福祉協会に発達障害者支援センター運営業務委託料が支出されている。

(3) その行為等が、どのような理由で違法又は不当であるのか

A

ア 発達障害者支援センター運営業務は、当該業務を適正かつ確実に行う職業能力がある社会福祉法人やNPO法人によって行われなければならない。しかし、京都総合福祉協会には当該業務を行う職業能力がないのである。

イ それにもかかわらず、京都市は漫然と発達障害者支援センター運営業務を京都総合福祉協会に委託しているため、本件契約の締結が発達障害者支援法第14条第1項第1号及び第2号に反しており、本件契約は発達障害者支援法第18条に基づき、取り消されなければならない。

ウ 京都市が漫然と発達障害者支援センター運営業務を京都総合福祉協会に委託している理由は、事実証明書で示したとおり、京都市職員が京都総合福祉協会に天下りしているからであり、現理事長及び前理事長も、京都総合福祉協会に天下りした元京都市職員である。

エ つまり、京都市が漫然と発達障害者支援センター運営業務を京都総合福祉協会に委託している理由は、京都総合福祉協会に当該業務を行う職業能力があるからではなく、当該業務を介して京都市職員が京都総合福祉協会に天下りできるようにするために、両者が癒着しているからである。さらに、両者間には贈収賄の疑いもあるが、事実証明書(17)のとおり、この容疑については現在審査請求中である。

オ 京都市長である松井孝治は、不祥事の対策を徹底することを記者会見の場で述べているため、京都市職員と天下り先である京都総合福祉協会との癒着についても、徹底的に検証され、及び点検されなければならない。

B

京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）は、発達障害者支援法に基づく発達障害者支援を何一つ行っていない。

C

ア 事実証明書(3)から(7)までで示したとおり、かがやきの職員達を作成した支援計画書（プランニングシート）において、発達障害について操作的診断基準に基づく所見は何一つ書かれていないので、発達障害者支援法第2条第1項並びに第14条第1項第1号及び第2号を全く満たしていない。

イ 操作的診断基準（ICD-10）は世界保健機関（WHO）が定めており、厚生労働省は当該基準を採用している。また、厚生労働省及び文部科学省は、事務次官通知において発達障害の定義を示している。さらに、操作的診断基準に基づく所見についての判断習慣は、京都府発達障害者支援センターはばたきが催した京都府民向けの公開講演会においても言及されているほどの常識である。

ウ しかし、かがやきの職員達は発達障害の定義どおりに支援計画書（プランニングシート）を一枚も作成していないのである。実際のところ、かがやきでは医学的根拠に基づく発達障害者支援が何一つ行われておらず、テレビやインターネットにおける嘘情報や陰謀論に基づいて行われており、発達障害者支援法第2条第1項並びに第14条第1項第1号及び第2号を満たしているわけがない。

D

ア 事実証明書(3)から(7)までで示したとおり、かがやきの職員達は精神医学に基づく発達障害者支援（構造化を含むTEACCH）を何一つ行っていないため、発達障害者支援法第2条の2第2項並びに第14条第1項第1号及び第2号を全く満たして

いない。

イ かがやきのセンター長は、事実証明書(11)及び(14)で示したとおり、構造化について解説等を書いているが、かがやきではこのとおりの発達障害者支援は何一つ行われていないのである。また、かがやきの副センター長は、事実証明書(15)で示したとおり、請求人に対してかがやきにおいて「構造化やTEACCHについて議論できません」と認めている。発達障害者支援は、事実証明書(11)から(14)までのとおり医学的根拠に基づいて定められているのであるが、かがやきではこれらについても何一つ行われていないので、発達障害者支援法第2条の2第2項並びに第14条第1項第1号及び第2号を全く満たしていない。

E

ア 事実証明書(3)から(7)までで示したとおり、かがやきの職員達は発達障害者支援法に基づく発達障害者支援（社会的障壁の除去）も何一つ行っていないので、発達障害者支援法第2条の2第2項及び第3条第4項を全く満たしていない。

イ 発達障害者支援は、精神医学に基づくもののほかに、発達障害者支援法に定められているものもあるが、かがやきではこれも何一つ行われていないので、発達障害者支援法第2条の2第2項及び第3条第4項を全く満たしていない。

F

ア 以上のように、かがやきでは発達障害について操作的診断基準に基づく所見が支援計画書（プランニングシート）に何一つ書かれておらず、精神医学に基づく発達障害者支援（構造化を含むTEACCH）及び発達障害者支援法に基づく発達障害者支援（社会的障壁の除去）も何一つ行われていないのである。

イ それらにもかかわらず、京都市は何の調査及び監査もせずに発達障害者支援センター運営業務委託料を漫然と京都総合福祉協会に支出しているのであるから、その支出を伴う本件契約は不正であり、本件契約に決裁印を押した京都市職員は背任罪に問われることになる。

ウ なお、請求人が公文書公開請求により調べ得た範囲は公文書保存年限の2019（平成31／令和元）年度から2024（令和6）年度までの直近の6年間に限られるが、かがやきが開設されたのは2005年11月であるから、かがやきは20年前から現在に至るまで発達障害者支援を何一つ行っていなかったと強く推認されるのであり、それにもかかわらず京都市が20年間にわたって漫然と発達障害者支援センター運

営業務を京都総合福祉協会に委託し続けていたとすれば、強く非難され糾弾もされなければならない。

(4) 京都市にどのような損害が生じているのか

ア 京都市から京都総合福祉協会に発達障害者支援センター運営業務委託料が支出されているので、その金額分の損失が生じている。

イ 京都総合福祉協会には、発達障害者支援センター運営業務を行う職業能力がないため、京都市が京都総合福祉協会に当該業務委託料を支出するだけの理由は何もなく、まして京都市は京都総合福祉協会に当該業務委託料を支出する際に何の調査及び監査も行っていないのである。

ウ 一方で、京都市職員は京都総合福祉協会に天下りしているため、天下り先を確保するために発達障害者支援センター運営業務を介して公金である当該業務委託料を京都総合福祉協会に不正に支出しているのであるから、京都市にはその金額分の損失が生じている事になる。

(5) どのような措置を請求するのか

ア まず下記の３点①から③までを請求する。

① 京都市から京都総合福祉協会への発達障害者支援センター運営業務委託料の支出の差止め

② 京都市から京都総合福祉協会への本件契約の解除

③ 京都総合福祉協会が京都市から収受（詐取・騙取）した発達障害者支援センター運営業務委託料の返還（法定利息分を含む）

イ ①から③までを請求したうえで、さらに④から⑥までについても請求する。

④ 京都総合福祉協会と異なる社会福祉法人又はNPO法人との発達障害者支援センター運営業務委託契約の締結

⑤ かがやきのセンター長の解任

⑥ 発達障害者支援センターの名称を「かがやき」から別の名称へ変更

ウ ④から⑥までについて、発達障害者支援法第19条の2に基づき、京都市に住んでいる発達障害者から承認を得ることも求める。そもそも当該業務委託契約に際し、発達障害者の意思を踏まえずに定型発達者だけで決定したことが不正契約になった一因である。

(6) 財務会計上の行為があった日から１年を経過している場合

委託契約の締結日は令和6年4月1日であるので、本件請求までに1年を経過していない。

(7) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める場合

ア 個別外部監査契約に基づく監査を求める。

イ その理由は、本件請求が発達障害者支援法に係る内容であるため、京都市と利益相反関係がなく、かつ障害者支援に理解がある弁護士による法的判断を要すると考えるからである。

ウ また、本件請求には精神医学に係る内容、特に発達障害に係る内容も含まれるため、京都市と利益相反関係がなく、かつ発達障害者支援に理解がある精神科医又は児童精神科医による医学的判断も要すると考えるからである。

3 事実証明書の目録

- (1) 令和6年4月1日付け発達障害者支援センター運營業務委託契約書
- (2) 令和6年4月1日決定発達障害者支援センター運營業務委託支出負担行為決定書
- (3) 令和6年7月10日付け不存在による非公開決定通知書
- (4) 令和6年9月5日付け不存在による非公開決定通知書
- (5) 令和6年9月13日付け不存在による非公開決定通知書
- (6) 令和6年12月13日付け不存在による非公開決定通知書
- (7) 令和7年2月21日付け不存在による非公開決定通知書
- (8) 令和6年11月27日付け不存在による非公開決定通知書
- (9) 厚生労働省のウェブサイト
- (10) 平成17年4月1日付け文部科学事務次官・厚生労働事務次官通知
- (11) 高木隆郎他編「自閉症と発達障害研究の進歩 2006/Vol. 10」(抜粋)
- (12) 東大病院こころの発達診療部「成人の発達障害の評価と診断—多職種チームで行う診断から支援まで—」(抜粋)
- (13) 佐々木正美「TEACCHモデルの紹介と実践(療育論)」
- (14) 村松陽子・門眞一郎「第12章 自閉症スペクトラムの療育と支援」
- (15) 就労支援の申し込み
- (16) 令和元年度再就職名簿
- (17) 令和7年3月21日付け反論書
- (18) 令和6年7月29日付け配信記事
- (19) 令和6年7月30日付け配信記事

- (20) 京都府発達障害者支援センターはばたき令和4年度府民向け公開講演会資料
- (21) 京都市発達障害者支援センターかがやきのウェブサイト
- (22) 令和6年10月11日付け配信記事
- (23) 令和6年9月11日付け配信記事
- (24) 京都大学大学院医学研究科令和7年度(2025年度)履修証明プログラム「発達症への介入による国民的健康課題の解決」
- (25) 日本児童青年精神医学会認定医一覧

第2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めない理由(個別外部監査契約に基づく監査によることの決定を市長に通知しなかった理由)

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施する要件

法第252条の43第1項の規定により、住民監査請求の請求人は、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

2 請求人が監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める理由

請求人は、本件請求について、発達障害者支援法に係る内容であるため、京都市と利益相反関係がなく、かつ、障害者支援に理解がある弁護士による法的判断を要するうえ、精神医学に係る内容、特に発達障害に係る内容も含まれるため、京都市と利益相反関係がなく、かつ、発達障害者支援に理解がある精神科医又は児童精神科医による医学的判断も要することから、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

3 結論

次に掲げるとおり、本件請求は個別外部監査によることを相当と認めるべき特段の事情があるとは認められない。

- (1) 住民監査請求に基づく監査は、財務会計上の行為及び怠る事実が、違法又は不当であるか否かを判断するものであり、請求内容の分野を問わず、常に法的判断を求められるものである。本件請求についても、本件契約の締結又はその履行に違法又は不当な点があることを主な内容としており、これらの財務会計行為の違法性又は不当性の判断に当たり、特に監査委員に代わる外部の者の専門的な知識や判断を必要とする事由は認められない。
- (2) 精神科医及び児童精神科医は、法第252条の28第1項及び第2項に定める外部監査契約を締結できる者に該当しない。

- (3) 本件契約の締結及びこれに伴う委託料の支出について、監査委員に直接の利害関係があるとはいえない。

第3 監査の実施

本件請求について、京都市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査（法第242条第5項）

2 監査の対象

令和6年度における発達障害者支援センター運営業務委託に係る契約の締結及び当該契約に係る公金の支出

3 監査の着眼点

監査の対象となる行為の違法性又は不当性

4 監査の主な実施内容

関係職員（保健福祉局の職員をいう。以下同じ。）に対し、関係書類の提出を求め、これを審査したほか、質問調査を行った。

なお、本件請求については、請求人から、法第242条第7項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取を行わなかった。

また、請求人は新たな証拠の提出を行わなかった。

5 監査の実施期間

令和7年4月10日から令和7年5月14日まで

6 監査の実施場所

監査事務局執務室等

第4 監査の結果

1 事実関係及び関係職員の説明の要旨

本件における監査において認められた事実関係及び関係職員の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件契約の締結について

ア 令和6年4月1日、京都市は、京都総合福祉協会と随意契約により、京都市発達障害者支援センター（かがやき）の運営及び使用料の徴収事務に関する業務委託契約（本件契約）を締結した。

イ 本件契約の契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとされた。

ウ 本件契約の委託契約金額は、91,791,273円とされた。

エ 契約の相手方である京都総合福祉協会は、本件契約の締結日（令和6年4月1日）時点において、発達障害者支援法第14条第1項の規定による指定を受けていなかった。

(2) 委託業務の内容について

本件契約に係る委託業務の内容は次のとおりである。

ア 発達支援 発達障害者の心理的な判定、指導、助言又は情報提供等

イ 相談支援 発達障害に関する問題についての指導、助言又は情報提供

ウ 就労支援 就労に向けた必要な相談等による支援

エ 普及啓発及び研修 発達障害に関する啓発並びにその特性、対処方法及び療育方法等についての関係施設等への研修の実施

オ 個別支援ファイルの作成及び運用に関すること

カ 使用料（京都市こころの健康増進センター条例第7条第3項に規定する使用料をいう。以下同じ。）の徴収

キ 委託業務を遂行するに当たり必要となる物品の調達に関する業務

ク その他事業の運営に当たり必要な業務

(3) 委託料の支出について

京都市長は、本件契約に基づく委託料につき、支出命令を行った。支出命令日及び支出命令額はそれぞれ次のとおりである。

ア 令和6年4月26日 22,947,818円

イ 令和6年7月12日 22,947,818円

ウ 令和6年10月9日 22,947,818円

エ 令和7年1月16日 22,947,819円

2 判断及び結論

請求人は、本件請求において、本件契約の締結及びこれに基づく委託料の支出に関し、違法又は不当を主張するので、これについて判断する。

(1) 本件契約の締結が発達障害者支援法第14条第1項の規定に違反するものであるかについて

ア 発達障害者支援法第14条第1項の規定による指定

(ア) 本件契約に係る委託業務である京都市発達障害者支援センターの運営業務と

は、発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる業務を指すものと解されるところ、当該業務を行うことができるのは、都道府県知事（同法第25条及び発達障害者支援法施行令第3条の規定により、指定都市の長を含む。以下同じ。）及び当該業務を行う能力があるものとして都道府県知事が指定した社会福祉法人その他の政令で定める法人（以下「社会福祉法人等」という。）に限られる（同法第14条第1項）。

(イ) したがって、京都市発達障害者支援センターの運営業務を社会福祉法人等に委託する場合、当該社会福祉法人等は発達障害者支援法第14条第1項の規定による指定を受けた者である必要があり、当該指定を受けていない者との委託契約については、同項に違反するものとされる可能性がある。

(ロ) そして、本件契約の相手方である京都総合福祉協会については、上記1(1)エのとおり、本件契約の締結日時点において、発達障害者支援法第14条第1項の規定による指定を受けていなかったことが確認されている。

イ この点、関係職員は、京都総合福祉協会に発達障害者支援法第14条第1項の規定による指定をしていなかった理由を次のとおり説明する。

(ア) 発達障害者支援法第14条第1項は、都道府県知事が、発達障害者支援に関する業務を社会福祉法人等に「行わせ」る場合、当該法人等を「指定」する必要がある旨を定めている。しかし、同項は、都道府県知事が自ら業務を行う場合には、「指定」の概念を適用していないため、本市が公設公営で実施する場合には、指定は不要ということになる。

(イ) 平成17年11月のかがやきの開設当初、本市職員である医師、心理職員等の専門職10名と、京都総合福祉協会の職員7名、計17名体制で運営を開始した。

(ロ) 上記(イ)のとおり、センター長を含めて本市職員が過半数を占めていること、かがやきの運営方針や施策を本市が決定し、本市が主体となって発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる業務を運営していることから、京都総合福祉協会の職員は、本市職員の運営を補助する役割を担っていたと判断されるため、同項が定める「自ら行う」場合に該当し、「指定」は不要であると考える。

(ハ) なお、平成29年度以降は、かがやきの本市職員がセンター長のみとなっているが、開設してからかがやきの運営が軌道に乗り、必ずしも本市職員が業務を担当する必要がなくなったことから京都総合福祉協会職員の割合を増やした

ものであり、引き続きセンター長を本市職員が務め、業務の責任主体が依然として本市にあること、発達障害者支援に関する施策は本市が決定しており、本市職員のセンター長が運営するかがやきの業務に京都総合福祉協会職員が従事している状況に変わらないことから、従来と変わらず本市が主体として業務を行っているとは判断できる。

(オ) よって、発達障害者支援法第14条第1項の「自ら行う」に該当し、「指定」は不要であると考ええる。

(カ) また、以下の理由により実質的な「指定」を行っており、法的な瑕疵はないと考えている。

a 発達障害者支援法第14条第1項は、「当該業務を適正かつ確実に行うことができる」と認めた者を「指定」と規定し、同条第2項は「申請」に基づき「指定」を行うと規定している。しかし、「申請」と「指定」の手続は法令等に明記されておらず、その具体的な方法は都道府県知事の裁量に委ねられている。

b 発達障害者支援法第14条第1項が「指定」制度をとることとしたのは、「発達障害者及びその家族その他の関係者に対する支援について専門性が要求されるため」であるところ（発達障害の支援を考える議員連盟編著「改正発達障害者支援法の解説」34頁参照）、同項各号の業務委託先を選定するにあたり、「当該業務を適正かつ確実に行うことができる」かどうかは、発達障害者支援についての専門性を有していることの確認が必要であることはいうまでもない。

c 発達障害者支援には高度な専門性、豊富な経験、関係機関との連携が不可欠であることから、本市においては、総合療育事業、障害者支援施設運営等において長年の実績と高い専門性を有する京都総合福祉協会が、これらの要件を満たす唯一の団体であると判断し、かがやきの業務を委託しているものである。

d 本市は、上記bで述べたとおり京都総合福祉協会の実績を十分に確認したうえで、「当該業務を適正かつ確実に行うことができる」と認めた者として、かがやきの運営業務に関する契約を締結している。この契約締結の過程においては、契約締結する前の段階において、京都総合福祉協会からの実質的な

「申請」が行われ、それに対する本市からの契約締結の手続が実質的な「指定」に該当すると考えることができる。

e また、発達障害者支援法第14条から第18条までには、発達障害者支援センターに対する報告徴収、改善命令、指定の取消しに関する規定が設けられている。

f 令和6年度京都市発達障害者支援センター運営業務の契約（事実証明書(1)参照）においても、京都総合福祉協会は業務に関する報告義務（第15条及び第22条）や改善義務（第4条第3項）に加えて契約解除（第8条第1項各号）が規定されており、受託義務を果たさない場合の同法第16条から第18条までに規定の各措置に該当する条項が設けられている。

g よって、本市としては、契約上も「指定」に相当する適切な担保を備えているといえることができる。

ウ この点に関する判断は、次のとおりである。

(ア) 関係職員は、発達障害者支援法第14条第1項の規定は、同項各号に掲げる業務を都道府県知事自らが行う場合について、同項の規定による指定を必要としていないところ、かがやきのセンター長は、京都市職員であり、同項各号に掲げる業務について京都市長自らが行っているといえることから、同項の規定による指定は不要である旨説明する。

(イ) しかしながら、発達障害者支援法第14条第1項は、同項各号に掲げる業務については、いずれも専門性が要求されることから、同項各号に掲げる業務を社会福祉法人等に行わせるに当たって指定を必要とすることとしているものと解される。そのため、同項各号のいずれかに該当する業務を社会福祉法人等に行わせることになる場合には、たとえ当該都道府県の職員が委託に係る業務に関与する場合であっても、同項の規定による指定が必要であると解するべきである。

(ウ) この点、本件契約により京都総合福祉協会に行わせる業務は上記1(2)のとおりであり、当該業務は、発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる業務に当たることから、当該業務を行わせるに当たっては、京都総合福祉協会に対し、同項の規定による指定を行う必要がある。

(エ) また、関係職員は、発達障害者支援法第14条第1項の規定による指定につい

て、同法は指定の手續方法等について定めていないところ、京都市は、本件契約の締結過程において、京都総合福祉協会が同項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると判断していることから、実質的には、京都総合福祉協会に対し同項の規定による指定がなされている旨説明する。

- (カ) しかしながら、発達障害者支援法第14条第1項の規定による指定の手續方法について、具体的な定めがないとしても、そのことが指定手續を欠くことを許容するものではないことは明らかであるところ、事実証明書(1)及び(2)には、同項の規定による「指定」の文言は一切なく、その内容から、当該指定に係る申請や決定といった手續がなされたとうかがうことはできないから、たとえ、京都総合福祉協会について、同項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるという評価があったとしても、そのことをもって、当該指定がなされているものと評価することはできない。
- (カ) 以上のとおり、京都総合福祉協会は、発達障害者支援法第14条第1項の規定による指定を受けていないことから、京都総合福祉協会との本件契約の締結は、適法であるとはいえない。

(2) 本件契約の締結による損害の発生について

ア 損害の発生について

- (ア) 上記(1)のとおり、本件契約の締結は、発達障害者支援法第14条第1項の規定に違反していることから、本件契約の締結に伴う委託料の支出によって、京都市には、委託料相当額の損害が生じていることになる。
- (イ) ただし、この場合における損害について、損益相殺が問題となる場合は、これを行ったうえで、その損害の有無及び額について確定すべきである。判例も、「財務会計上の行為により普通地方公共団体に損害が生じたとしても、他方、右行為の結果、その地方公共団体が利益を得、あるいは支出を免れることによって利得している場合、損益相殺の可否については、両者の間に相当因果関係があると認められる限りは、これを行うことができる」(最高裁判所平成6年12月20日判決)として、財務会計上の行為による損害について、損益相殺を認めていることから、本件においても、損益相殺の可否が問題となる。
- (ウ) この点、本件においては、京都市が、本件契約の締結による委託料の対価として、京都総合福祉協会によるかがやきの運營業務の実施という役務の提供を

受けている場合、上記損害と当該役務の提供に相当因果関係があると認められれば、両者は損益相殺の対象となるものと考えらるべきである。

- (エ) そこで、以下、この点について検討するが、損益相殺は、京都総合福祉協会が本件契約に基づきかがやきの運営業務を適正に実施したことが前提となるから、まずは、京都総合福祉協会の本件契約の履行状況について、検討するものとする。

イ 京都総合福祉協会が、本件契約に基づく委託業務を適正に実施したかについて

- (ア) 本件契約における委託業務の内容は、上記1(2)のアからクまでに掲げるものであるところ、京都総合福祉協会がこれらの業務を適正に実施したか否かが問題となる。

- (イ) この点について、令和7年4月14日付けで、京都総合福祉協会から京都市長に対し提出された「令和6年度 京都市発達障害者支援センター事業実績（報告）」（以下「実績報告」という。）において報告された内容を要約すると、次のとおりである。

a 発達支援

- (a) 特性アセスメントについて、令和6年度の新規申込者数は26人、療育実施数は20人、延期者数は1人、次期案内者数は15人、年度未案内者数は47人であった。なお、かがやきのホームページでは、特性アセスメントについて、「子どもの障害特性を正しく理解し、保護者とそれを共有すること、そして家庭や学校・地域での支援につなげることを目的とした半年間の評価プログラム」と説明されている（<https://www.sogofukushi.jp/facility/kagayaki/>）。
- (b) 保護者が、発達障害の基本特性や支援の考え方を理解することを目的とした保護者学習会が実施され、「発達が気になる子どもの保護者学習会」では年間239名が、「特性アセスメント説明会」では年間37名の参加があった。
- (c) 京都市教育委員会が選定した京都市立西院小学校に、アセスメントに基づく個別支援の組立などについての助言を行った。

b 相談支援

個々の発達障害者の特性の評価を行い、生活上の様々な問題や課題を整理し、必要に応じて家族等に情報提供やアドバイスを行ったものとして、令和

6 年度に相談支援を実施した実人数は939人であり、延べ人数は1,973人であった。

c 就労支援

令和6年度に就労支援を実施した実人数は258人であり、延べ人数は907人であった。継続相談のうち就労に関する相談が主たる場合は、個々のニーズに応じて問題点を整理し、面談や作業を通して発達障害特性のアセスメントを行い、特性に合った働き方を一緒に考えた。なお、依頼があった場合は、必要に応じて関係機関にも同行した。

d 普及啓発及び研修

(a) 例年開催されている京都駅前広場の「世界自閉症啓発デー」ブルーライトアップイベントについて、京都市障害者相談員による相談コーナーでの対応や啓発リーフレットの配布に協力した。

(b) 市民研修会「大人の発達相談ってなんだろう？」を、京都市民を対象に実施し、特に成人期になって気付かれる発達障害の理解と支援を学ぶ内容で開催した。令和6年度における実施回数は6回であり、参加人数は92人であった。

(c) 発達障害への理解と支援を広げるため、依頼に基づき研修等の講師として職員を派遣した。令和6年度における講師派遣の回数は36回であり、研修等の参加人数は延べ1,195人であった。

e 個別支援ファイルの運用等

かがやきのホームページにて、個別支援ファイルの機能や使い方等を動画で配信した。令和5年度以降は、ファイルについての問合せには、電話で随時対応し、令和6年度の問合せ件数は8件であった。なお、かがやきのホームページでは、「個別支援ファイル」について、「発達障害のある方、または発達に関して心配のある方が、進級・進学や社会に出るときなど、成長に応じて環境が新しくなるときのとまどいや不安を減らし、切れ目のない支援を受けられるようにすることを目的として」「学校・園や福祉サービス等の事業所へ、ご本人の様子などを適切に伝えることができるよう、ご本人に関する情報を集約するためのツール」と説明されている (<https://www.sogofukushi.jp/facility/kagayaki/>)。

(ウ) また、使用料の徴収についても、関係職員が提出した関係書類において、令和6年4月分から令和7年3月分までの使用料について、毎月、京都市に調定されていることが確認されていることから、京都総合福祉協会は公金収納受託者として使用料の徴収を適正に行っていたことがうかがえる。

(エ) 以上のとおり、京都総合福祉協会から京都市長に提出された実績報告では、同団体が実施した発達支援、相談支援及び就労支援の内容及び支援を行った人数並びに普及啓発活動として実施した研修の内容及び実施回数並びに講師派遣の回数等が報告されており、その内容からは、京都総合福祉協会が本件契約に定める委託業務を怠ったとされるような事情はうかがえない。また、使用料の徴収についても、関係職員が提出した関係書類から適正に徴収事務を行っていたことがうかがえることから、これらを総合すると、京都総合福祉協会は本件契約に基づく委託業務を適正に実施したものと考えらるべきである。

ウ 京都総合福祉協会は発達障害者支援センターの運営業務を行う職業能力がないとの主張について

ところで、請求人は、

- ① かがやきの職員達が作成した個別支援計画書において、操作的診断基準に基づく所見は何一つ書かれていないこと
- ② かがやきの職員達は、精神医学に基づく発達障害者支援（構造化を含むTEACCH）を何一つ行っていないこと
- ③ かがやきの職員達は、発達障害者支援法に基づく発達障害者支援（社会的障壁の除去）を何一つ行っていないこと

から、本件契約の相手方である京都総合福祉協会には、発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる業務（かがやきの運営業務）を行う職業能力がないにもかかわらず、京都市長は、漫然とかがやきの運営業務を京都総合福祉協会に委託しているとして、当該委託に係る本件契約の違法性を主張しているものと解される。

上記主張は、直接的には、本件契約の締結自体の違法性又は不当性を主張したものであると解されるが、仮に、請求人の主張するとおり、京都総合福祉協会に発達障害者支援センターの運営業務を行う職業能力がないとすれば、当然、京都総合福祉協会が本件契約に基づく委託業務を適正に実施したと評価することもできないことになるから、以下、当該請求人の主張の当否について検討する。

- (7) かがやきの職員達が作成した個別支援計画書において発達障害について操作的診断基準に基づく所見は何一つ書かれていないとの主張について
- a この点について、関係職員は次のとおり説明する。
- (a) 個別支援計画書とは、相談者及びその家族に対し、社会生活の悩みに対して個々の特性を評価し、特性に対応した援助を行うため、本人や家族の要望等を聞き取り、それについて対応方針の計画を立てるものをいう。
- (b) 操作的診断基準とは、主に精神科医が診断する際に用いる診断基準である。
- (c) 発達障害者支援センターの事業内容とされている「相談支援」及び「就労支援」では、相談、適切な指導又は助言、情報提供をすること、関係機関との連携をすることは定められているが、診断は含まれていない（発達障害者支援法第14条第1項各号）。
- (d) また、「発達支援」では相談、指導・助言、情報提供とともに、「必要に応じて」医学的な診断及び心理的な判定を行うとあるが、その際、児童相談所、知的障害者更生相談所、及び医療機関等と連携を図るとも書かれており、かがやきは児童福祉センター診療所などの医療機関と連携して、診断の部分は医療機関で行ったものを活用している（発達障害者支援法第5条第3項、発達障害者支援センター運営事業実施要綱（平成24年4月5日障発0405第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙。以下「国要綱」という。）6(2)①）。
- (e) したがって、かがやきでは医師の診断を行っていないため、操作的診断基準に基づき支援計画書を作成する必要はないと考える。
- b この点に関する判断は、次のとおりである。
- (a) 事実証明書(9)、関係職員の説明、一般社団法人日本小児神経学会のホームページの「小児Q&A」に掲載されている情報（<https://www.childneuro.jp/general/6558/>）及び医療機関において作成された資料（五稜会病院「精神科ならでは？の操作的診断とは」<https://goryokai.com/files/libs/2821/202403030809365963.pdf>）の内容を総合すると、操作的診断基準とは、精神疾患について、信頼性の高い診断を行うために設けられた診断基準のことをいい、精神科医による診断や疾患の医学的分類など主に医療機関に

において活用されるものであると解される。

(b) 他方、個別支援計画書は、発達障害者支援センターの職員が作成するものであるところ、当該職員については、国要綱において、相談支援を担当する職員として社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士をいう。）の配置は求められているものの、精神科医等の医師の配置は、法、国要綱、京都市発達障害者支援センター運営事業実施要綱及び本件契約書（事実証明書(1)）においても何ら求められていないことから、個別支援計画書について、操作的診断基準に基づいた所見が記載されていないとしても、そのことをもって、京都総合福祉協会に発達障害者支援センターの運営業務を行う職業能力がないということとはできないというべきである。

(c) したがって、かかる請求人の主張は当を得ない。

(i) かがやきの職員達は、精神医学に基づく発達障害者支援（構造化を含むTEACCH）を何一つ行っていないとの主張について

a この点について、関係職員は次のとおり説明する。

(a) 構造化とは、場所・時間・活動の内容や状況を視覚的な理解を促すための配慮のことをいい、TEACCHプログラムとは、支援に関する基本理念に基づいて人生を通して行う「自閉スペクトラム症児の診断・評価」、「構造化を特徴とした療育プログラム」、「家族・支援者サポート」、「就労支援」などの様々なサービス群から成立しているプログラムをいう。

(b) かがやきで実施している相談支援、就労支援においては、単なる口頭での説明にとどまらず、支援者の置かれた状況や特性などを図、イラスト、表など視覚的に明示したり、文字化したりすることで伝わりやすく工夫しており、構造化を踏まえた支援を実施している。

(c) また、幼児・学齢期における支援では、上述のような本人に対する構造化を踏まえた支援のほかに保護者への理解促進や子の特性を踏まえた保護者支援も実施しており、TEACCHプログラムの趣旨を踏まえた支援を実施している。

(d) いずれにしても、構造化やTEACCHは、発達障害者への支援の根底の考え方・手法であり、かがやきではそれらに基づき支援を行っていることから、「何一つ行っていない」との請求人の主張は誤りである。

- (e) なお、請求人は事実証明書(4)から(7)までの「不存在による非公開決定通知書」を根拠として当該委託契約が違法であると主張しているが、上記のとおり構造化やTEACCHとは、あくまで発達障害者支援の根底となる考え方・手法であるため、当該情報公開請求（事実証明書(4)から(7)まで）に対しては、これらの文言を直接的に判読できる資料は存在しないとして、不存在による非公開決定通知を行ったものである。
- b また、請求人が、上記(4)の主張に関連して、事実証明書(15)において、かがやきの副センター長が請求人に対するメールで「一般的な構造化やTEACCH、障害年金等についても議論できません」としていることについて、関係職員は次のとおり説明する。
 - (a) かがやきは、発達障害のある方とその家族が地域で安定して生活できるよう、本人の特性による現時点の困りごとや就労に関する悩みを本人及び家族からの相談に応じ、支援をしている。
 - (b) このため、過去10年以上前の相談に基づいた内容や、本人のこころの悩み以外の一般論としての「構造化、TEACCH、障害年金」に関する議論をかがやきでは行っていない。
 - (c) 本件において、事実証明書(15)のメール本文では、平成27年に京都総合福祉協会を退職した職員が平成25年に作成した個別支援計画書に基づく説明を求められているが、原則、かがやきでは10年以上前の個別支援計画書に基づく支援の内容についての説明をすることはできない。また、本人のこころの悩み以外の一般論としての議論は、発達障害者支援センターに求められている支援ではなく、かがやきにおいても実施していないことから、かがやきの対応は発達障害者支援及び委託内容に照らして問題はないと考える。
- c この点に関する判断は、次のとおりである。
 - (a) 事実証明書(11)から(14)までの内容を総合すると、構造化とは、自閉症や自閉症スペクトラムに対する療育方法で、具体的には自閉症等の者を取り巻く環境を文字、絵、写真等の具体物を用いて明確化することで自閉症等の者の当該環境への理解を手助けする手法等のことを指し、TEACCHとは、構造化等の療育方法を体系化した療育プログラムを指すものと解される。

- (b) 請求人は、かがやきにおいて、構造化及びTEACCHを含む精神医学に基づいた発達障害者支援が何一つ行われていないと主張するが、上記⑦の関係職員の説明やかがやきと京都市保健福祉局障害保健福祉推進室が共同で発行する発達障害についてのガイドブック（「発達障害って何だろう？」
<https://www.sogofukushi.jp/dwp/wp-content/uploads/2023/03/803e09ae7d6cead7a3a107d835af4454.pdf>）に記載されている内容からは、かがやきにおいても、構造化やTEACCHの趣旨に基づいた発達障害者支援が一定なされているように見受けられる。
- (c) なお、請求人は、かがやきにおいて、構造化及びTEACCHを含む精神医学に基づいた発達障害者支援が何一つ行われていないことの根拠として、事実証明書(3)から(7)までの公文書公開請求に対する不存在による非公開決定通知書を挙げるが、これらの文書は、かがやきにおいて構造化を行っていること等について、そのことを文書の文言から直接的に判読することができる公文書が存在しないことを示したものに過ぎず、かがやきにおいて構造化及びTEACCHを含む精神医学に基づいた発達障害者支援が行われていないことを示したものと解することはできないから、請求人のかかる主張は当を得ないものである。
- (d) さらに、請求人は、事実証明書(15)において、かがやきの副センター長が請求人に対するメールにおいて「一般的な構造化やTEACCH、障害年金等についても議論できません」としている点を指摘するが、上記bの関係職員の説明を勘案すると、当該メールの趣旨は、かがやきが、発達障害のある方とその家族が地域で安定して生活できるよう、本人の特性による現時点の困りごとや就労に関する悩みを本人及び家族からの相談に応じ、支援する施設であり、一般論としての構造化やTEACCHについて議論する場ではない旨を説明したものと解するのが相当であり、当該メールをもって、かがやきにおいて構造化及びTEACCHを含む精神医学に基づいた発達障害者支援が行われていないことを示したものと解することはできないから、請求人のかかる主張は当を得ないものである。
- (e) また、そもそも、発達障害者支援において、構造化及びTEACCHを採用すべきであるとの要請が、法令及び法令に基づく行政通知等においてなされ

ているわけでもない以上、構造化及びTEACCHを実施しなければならない法的義務は存在しないというべきであるから、仮にかがやきにおいて、構造化及びTEACCHが実施されていなかったとしても、そのことをもって、京都総合福祉協会に発達障害者支援センターの運営業務を行う職業能力がないということとはできないというべきである。

(f) したがって、かかる請求人の主張は当を得ない。

(ウ) かがやきの職員達は、発達障害者支援法に基づく社会的障壁の除去についても何一つ行っていないとの主張について

a この点について、関係職員は次のとおり説明する。

(a) 発達障害者への支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として行われなければならないとされており（発達障害者支援法第2条の2第2項）、かがやきでは同法第14条第1項各号に規定に基づき、相談支援、就労支援、普及啓発及び研修等に関する業務を実施している（事実証明書(1)の仕様書6(1)イ）。

(b) それらの実績は、上記イ(イ)の実績報告のとおりであり、かがやきでは、法律に基づく発達障害者支援を問題なく実施していると考えている。

(c) また、社会的障壁の除去もイで述べた「構造化」と同じく、発達障害者への支援の根底の考え方・手法であり、かがやきではそれらに基づき支援を行っていることから、「何一つ行っていない」との請求人の主張は誤りである。

(d) なお、請求人は事実証明書(4)から(7)までの「不存在による非公開決定通知書」を根拠として当該委託契約が違法であると主張しているが、上記のとおり社会的障壁の除去とは、あくまで発達障害者支援の根底となる考え方・手法であるため、当該情報公開請求（事実証明書(4)から(7)まで）に対しては、この文言を直接的に判読できる資料は存在しないとして、不存在による非公開決定通知を行ったものである。

b この点に関する判断は、次のとおりである。

(a) 請求人は、事実証明書(3)から(7)までの公文書公開請求に対する不存在による非公開決定通知書を根拠として、かがやきの職員達が社会的障壁の除去を行っていないと主張しているが、これらの文書は、かがやきにおいて

社会的障壁の除去に資することを行っていることについて、そのことを文書の文言から直接的に判読することができる公文書が存在しないことを示したものに過ぎず、かがやきの職員達が社会的障壁の除去に資する発達障害者支援を行っていないことを示したものと解することはできないから、請求人のかかる主張は当を得ないものである。

(b) また、京都総合福祉協会から京都市長に提出された実績報告や関係職員の説明の内容からも、京都総合福祉協会が発達障害者支援を怠ったとされるような事情は特段うかがえない。

(c) したがって、かかる請求人の主張は当を得ない。

(e) 以上のとおり、かかる請求人の主張はいずれも当を得ないものであり、京都総合福祉協会に発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる発達障害者支援センター（かがやき）の運営業務を行う職業能力がないとは認められない。

エ 京都市の損害と京都総合福祉協会による役務の提供による利益との相当因果関係について

(ア) 上記イ及びウのとおり、本件契約の締結は適法であるとはいえないものの、京都総合福祉協会は、本件契約に基づき、京都市発達障害者支援センターの運営業務を適正に実施したものと評価されることから、京都市は、本件契約の締結によって、かがやきの運営業務の実施という役務の提供を受けたものといえる。

(イ) したがって、本件契約の締結によって生じた損害について、上記役務の提供の利益との相当因果関係が認められる場合については、両者を損益相殺する必要がある。

(ウ) 損益相殺が認められるためには、京都市の損害と京都総合福祉協会によるかがやきの運営業務の実施という役務の提供との間に相当因果関係が認められるか否かが問題となる。

(エ) この点について、本件契約の業務内容であるかがやきの運営業務は、発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる業務をその内容とするものであるところ、京都市こころの健康増進センター条例第2条第3号において、京都市の公の施設であるこころの健康増進センターが行う業務として同項各号に掲げる業務を規定していることから、京都市としては、同項各号に掲げる業務としてかがや

きの運營業務を実施すべき状況にあったといえる。

- (カ) そうすると、発達障害者支援法第14条第1項は、同項各号に掲げる業務の遂行に関し、都道府県知事が自ら行うか、当該業務を確実に行うことができる者として都道府県知事が指定した社会福祉法人等に行わせることとしていることから、当該業務を委託しない場合にあっては、京都市長自らが当該業務を行う必要があるところ、本件契約の締結によって、京都市は、京都市長自らにおける当該業務の実施を免れる利益を得ていることから、本件契約の締結による同市の損害と京都総合福祉協会によるかがやきの運營業務の実施という役務の提供には対価関係があり、また、相当因果関係があるというべきである。

オ 損益相殺について

上記エのとおり、本件契約の締結による損害と京都総合福祉協会によるかがやきの運營業務の実施には、相当因果関係が認められることから両者を損益相殺した額が本件契約の締結による損害の額となる。ただし、この場合において、京都市が京都総合福祉協会によるかがやきの運營業務の実施という役務の提供によって得た利益とは、正確には、当該役務の提供によって、京都市長自らにおける当該業務の実施を免れる利益を指すものと解するのが相当であるから、京都市の損害に対する損益相殺の対象となるのは、本件契約の委託料相当額ではなく、本件契約を締結せず、京都市長自らがかがやきの運營業務を実施した場合に当該業務の実施に要する費用であると考えべきである。

すなわち、仮に、京都市長自らがかがやきの運營業務を実施した場合に当該業務の実施に要する費用が本件契約の委託料相当額を下回る場合については、その差額分について、京都市に損害が生じていることになる。

したがって、以下、この点について検討する。

- (ア) 京都市長自らがかがやきの運營業務を実施した場合に当該業務の実施に要する費用

- a 事実証明書(2)における本件契約の締結に関する見積書によると、本件委託料は、大きく分けて人件費、事業費並びに消費税及び地方消費税相当額によって構成されている。ただし、このうち、消費税及び地方消費税相当額は、委託によって発生するものであるから、京都市長自らがかがやきの運營業務を実施した場合には、発生しないものと考えられる。

b 人件費については、京都市人事委員会による「職員の給与等に関する報告及び勧告」（令和6年9月20日人委第100号）によると、京都市職員（事務・技術職）の平均年間給与額について、令和5年の6,589千円から6,777千円に改定することが勧告され、京都市ではこれを踏まえて、京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和6年12月23日京都市条例第25号）により、人事委員会の勧告に合わせた給与額の改定がなされているところであるから、これを踏まえると、京都市長自らがかがやきの運営業務を実施した場合における職員の1名当たりの人件費は年間6,777千円となる。

そして、かがやきの運営業務の実施に必要な職員数については、実績報告によると、令和6年度におけるかがやきの運営業務における職員数は、正規職員13名及び非常勤職員4名の合計17名とされているが、事実証明書(1)の仕様書5(4)によると、かがやきの運営業務において必要とされる職員数が13名以上とされていることから、これをかがやきの運営業務において最低限必要とされる職員数とすると、その人件費の総額は、 $6,777 \text{千円} \times 13 \text{名} = 88,101 \text{千円}$ となる。

c 事業費については、研修会における講師への謝礼や消耗品費、備品購入費、事務費等かがやきの運営業務の実施に係る事務的経費に当たることから、京都市長自らが実施した場合と京都総合福祉協会が実施した場合とでその費用の額が変わるものではないものとする。この点、京都総合福祉協会が「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(https://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0201000E00.do?_FORMID=PUB0219000&vo_headV0_corporationId=1626114805)において公開している令和5年度のかがやきの事業活動計算書における事業費及び事務費（福利厚生費及び租税公課に係る費用を除く。）の費目の金額の合計は5,959,728円であるから、当該金額を京都市長自らがかがやきの運営業務を実施した場合における事業費として、前述の人件費と合算するとその合計額は94,060,728円となり、本件契約の委託料相当額（91,791,273円）を上回ることとなる。

(4) 京都市の損害について

以上を踏まえると、かがやきの運営業務を京都市長自らが行う場合に当該業務の実施に要する費用は、本件契約の委託料相当額を下回るものとはならない

と考えるべきである。

そうすると、京都市長自らがかがやきの運營業務を実施した場合に当該業務の実施に要する費用は、本件契約の締結による損害の額を下回るものではないから、京都市においては、結局、本件契約を締結したことによる損害はなかったということになる。

カ 請求内容につき損害が認められない場合について

(7) 「住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、住民訴訟の前置手続として、まず当該地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は怠る事実の違法、不当を当該地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解される。そのため、監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならないというべきである。」（最高裁判所平成6年9月8日判決及びその下級審判決参照）とされる。

(4) この点、上記オのとおり、本件請求については、損益相殺の結果、本件契約の締結による損害はなかったことから、かかる請求には理由がないといわざるを得ない。

(3) 結論

以上のとおり、本件請求について、本件契約の締結が適法であるとはいえないものの、住民監査請求は、地方公共団体に現実に損害を与える内容のものでなければその対象とはならないところ、本件契約の締結及びこれに伴う委託料の支出について、京都市に損害自体が生じていないと認められる。

よって、本件請求には理由がないので、これを棄却する。

第5 意見

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、本件請求について、監査委員の合議により、京都市長に対し、次のとおり意見を提出する。

地方公共団体が締結する契約は、行政運営のために広く行われ、また、対外的な法

律関係を生じさせ、予算の執行とも深く関連する行為であることから、その運用については特に公正を保つ必要がある。そのため、契約事務の遂行に当たっては、地方自治法等の法令及び京都市契約事務規則等の例規をはじめとする諸規程について、それらの定めを遵守し、適切な事務処理を徹底しなければならないことは、いうまでもない。

しかしながら、京都市において処理された京都市発達障害者支援センター運営業務に係る委託契約事務については、監査した結果、当該運営業務の委託の相手方について、法令の規定による指定を受けた者でなければならないとされるところ、本件契約の相手方について当該指定を受けていなかったことが明らかとなった。

発達障害者支援センター運営業務を委託するに当たっては、当該委託の相手方に対し、法令の規定による指定を行う必要があることは、当該法令の規定上明らかであるところ、その指定を行わずに契約を締結したことは、適正な契約事務の遂行の観点から、看過することができないものである。

本件に係る契約事務について今後適正な事務処理をされるのはもちろんのこと、他の事業等に係る契約事務についても、その意義及び重要性を十分に認識のうえ、関係法令の遵守と適正な事務処理を徹底されたい。

【参照】関係法令等の内容

1 発達障害者支援法（抄）

（定義）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発

達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(基本理念)

第2条の2 (略)

2 発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならない。

3 (略)

(発達障害者支援センター等)

第14条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

(1) 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。

(2) 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。

(3) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を行うこと。

(4) 発達障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

(5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

3 (略)

2 京都市こころの健康増進センター条例 (抄)

(設置)

第1条 (略)

2 京都市こころの健康増進センター（以下「センター」という。）には、次に掲げる施設を置く。

(1)・(2) (略)

(3) 発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる事業を行うための施設

(4) (略)

3・4 (略)

5 第2項第3号の施設の名称は、京都市発達障害者支援センターとする。

(事業)

第2条 センターにおいては、次の事業を行う。

(1)・(2) (略)

(3) 発達障害者支援法第14条第1項各号に掲げる事業

(4)～(10) (略)

(使用料等)

第7条 (略)

2 (略)

3 第2条第3号に掲げる事業（発達支援（発達障害者支援法第2条第4項に規定する発達支援をいう。）に関する事業に限る。）に関しセンターを利用する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、1回につき、当該各号に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

(1) 本市の区域内に住所を有する者 1,500円

(2) その他の者 3,000円